

士幌町・美濃市民間交流促進事業助成に関する要綱

平成22年 3 月31日

訓令第15-2号

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県美濃市と友好関係を図るため、士幌町から美濃市を訪れ交流を図る民間団体を対象に、その経費の助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 岐阜県美濃市のスポーツ団体との交流(スポーツ少年団、体育指導委員、体育協会、競技種目団体等)
- (2) 岐阜県美濃市の文化団体との交流(文化協会、文芸協会、サークル等)
- (3) 岐阜県美濃市の社会・学校教育団体との交流(中学校、高校、青年団、婦人会、老人会等)
- (4) 岐阜県美濃市の農業団体との交流(農協、各種生産団体等)
- (5) 岐阜県美濃市の各種イベントへの出演・協力など(美濃まつり、産業祭等)
- (6) その他必要と認める民間交流

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

- (1) 親類・縁者を訪ねる場合
 - (2) 旅行途中に岐阜県美濃市を訪れる場合
 - (3) 観光目的の場合(イベントを見学するだけ等)
 - (4) 一度助成を受けた団体で、5年間経過していない場合
- (助成対象者)

第3条 士幌町民による5名以上の各種団体を助成対象とする。

(助成金の額)

第4条 交流に要する事業費(旅費、宿泊費、交流会費などの経費)の一部で、町長が必要と認める額。1人当たり30,000円以内で20人を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という)は、別記第1号様式による申請書に次の各号の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 事業計画書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 町長は前条の申請書を審査し、助成の可否を決定する。適当と認めたときは、助成金の交付を決定し通知する。

2 町長は、前項の助成金交付決定に条件を付することができる。

(変更申請)

第7条 前条において助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という）は、申請内容の変更、又は中止若しくは廃止するときは、別記第2号様式による変更承認申請書をすみやかに町長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(報告等)

第8条 町長は、申請者又は助成対象者に対して、必要な報告を求め若しくは調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 助成対象者は業務が終了したときは、すみやかに別記第3号様式による実績報告書を町長に提出しなければならない。

(助成額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を申請のとおり実施されているかを検定し、確認の上助成金の額を確定する。

2 助成金の交付は額の確定通知で助成対象者に通知する。

(助成金交付の取り消し)

第11条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 業務終了後における検査の結果、業務の内容が第5条の申請の内容と著しく相違するとき。

(3) その他町長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。